２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ａ日程

一般入試（法学既修者）

開放型選抜入試（法学既修者）

憲　法　問題

《１３：３０～１４：５０》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲　法　問題】

次の〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

司法権の独立について、１０行程度で説明しなさい。

〔設問２〕

Ｘはかねてより、日本政府による外国人への在留許可の条件が緩すぎるものと考えており、日本国内に在留する外国人の数を減少させるべきであるという持論を抱いていた。そして、Ｘは、同様の意見を有する者たちを率いて団体Ａを結成した。その後、Ｘをリーダーとするは、「外国人は日本から出ていけ！外国人に甘い入管や警察も態度を改めろ！！」などと連呼するデモ活動や集会を頻繁に開催している。他方、Ａの活動が世間の耳目を集めるにつれて、Ｘの意見に反対する者たちによるデモ活動や集会も活発に行われるようになった。

２０＊＊年２月１１日、Ａは、適法に許可を得て、日本の出入国管理の厳格化と警察による不法滞在者への取締りの強化を求めるデモ行進を行い、Ｘもこれに参加した。ところが、このデモ行進の最中に、Ｘの意見に反対する団体Ｂが押し寄せ、Ａ側のデモ参加者との乱闘に発展した。Ｘは、この乱闘騒ぎのなかで複数名に傷害を負わせたとして、警察官により現行犯逮捕された。Ｘのほかにも、Ａの構成員が５名、Ｂの構成員が４名、同様の理由で現行犯逮捕された。

逮捕者のうちＸおよびＡの構成員５名（以下、あわせて「被収容者Ｘら」という。）は、その後、傷害の罪で起訴され、Ｊ拘置所に収容された。なお、同じく逮捕されたＢの構成員４名も傷害の罪で起訴されたが、この４名はＰ拘置所に収容された。被収容者Ｘらは、現在もＪ拘置所に勾留されている。

Ｊ拘置所に収容されている者のなかには、Ｘの意見に対して目立って反対する者は多くない一方で、Ｘの意見に同調する者が少なからず存在する。また、後者の立場をとる被収容者のなかには、常日頃から、「俺らよりも監視せなあかん奴らがおるやろ！外国人に買われてるんか！」などの言葉を発して、Ｊ拘置所の職員に対して挑発的な態度をとる者も存在している。

被収容者Ｘらの公判が継続中の２０＊＊年５月３日、勾留中のＸに代わりＡを率いていたサブリーダーのＶが、デモ活動中に、Ｂの構成員によって刺殺される事件が発生した。この事件は、各種メディアによって、外国人政策をめぐる日本社会の分断が決定的になったことを象徴するものとして大々的に報道された。

Ｊ拘置所においてＸが私費で購読していた日刊新聞紙も、２０＊＊年５月４日付の朝刊（以下「本件新聞」という。）において、このＶ殺害事件の記事に大きな紙面を割いていた。当該記事は、Ｖの殺害を事実として報じたうえで、これを非難する論調が中心であったものの、有識者のコメントとして、Ａの活動が社会の分断を招いたことにも事件の一因があるといった見解にも言及していた。

Ｊ拘置所の所長Ｙは、当該記事をＸに閲覧させると、Ｘを刺激することになり、Ｊ拘置所の「規律及び秩序が害されるおそれがある」（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律【参考資料１】第７０条第１項第１号）と判断した。そこで、Ｙは、Ｘに対し、本件新聞に「閲覧禁止部分」（被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令【参考資料２】第４条第１項）があるとして、当該閲覧禁止部分を抹消しなければ本件新聞を閲覧させることができない旨を伝えたうえで、当該閲覧禁止部分の抹消への同意を求めた。

しかし、Ｘがこの同意を拒んだため、Ｙは、Ｘに対し、本件新聞の閲覧を禁止した（以下「本件処分」という。）。

本件処分に含まれる憲法上の問題点について、あなたの意見を述べなさい。その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

【参考資料１】

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

（自弁の書籍等の閲覧）

第６９条　被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、この節及び第１２節の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第７０条　刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

一　刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

二　被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三　被収容者が未決拘禁者である場合において、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

２（略）

【参考資料２】

被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令

（自弁の書籍等の内容の検査）

第３条　刑事施設の長は、被収容者の自弁の書籍等について、閲覧禁止部分（法第７０条第１項各号のいずれかに該当し閲覧を禁止すべき部分をいう。以下同じ。）の有無を確認するため、その指名する刑事施設の職員にその内容を検査させるものとする。

２（略）

３　第１項の検査を行う職員は、自弁の書籍等の内容に閲覧禁止部分に該当すると思われる箇所があると認めたときは、刑事施設の長に書面によりその旨を報告するものとする。

４　刑事施設の長は、前項の報告を受けた後、速やかに、自弁の書籍等の閲覧を禁止し、又は次条の規定により抹消し、若しくは削除するかどうかについての決定をするものとする。

（自弁の書籍等の抹消又は削除）

第４条　刑事施設の長は、自弁の書籍等に閲覧禁止部分がある場合において、相当であると認め、かつ、被収容者が同意するときは、当該閲覧禁止部分を抹消し、又は削除して閲覧させることができる。

２（略）

関西学院大学大学院司法研究科

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【Ａ日程：憲法】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問1〕について

例年、〔設問１〕においては、憲法学における基本的事項に関する知識を問うことに主眼を置いて出題を行っている。今年度のＡ日程では、司法の分野から「司法権の独立」に関する説明問題を出題した。統治分野についても入学前にしっかりと学習してきてほしいというメッセージを込めつつ毎年出題しているので、そのメッセージを受け取っていただければ幸いである。

〔設問2〕について

今年度のＡ日程では、刑事収容施設の被収容者に対する拘置所長による新聞紙の閲覧禁止の合憲性について出題した。

本問は、本事案と同種ないし類似の事案に関する重要判例の知識や憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているかや、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかについて、その判定を試みるものである。したがって、本問の解答にあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、そのうえで、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。

さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。本問では、旧監獄法下での事例ではあるものの、よど号ハイジャック記事抹消事件（最大判昭和５８年６月２２日民集３７巻５号７９３頁）が参考になり、そこで示された法的構成や判断枠組みを踏まえた検討を行うことが、本問の解答として想定されていた。また、旧監獄法を廃止して新たに制定された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）の下で、被収容者に差し入れられた書籍の閲覧を禁止（書籍の記載を一部抹消）する処分が国家賠償法上違法であるかどうかが争われた裁判例として、名古屋地判平成３０年６月２２日裁判所ウェブサイト（平成２９（ワ）３９３４）が存在する。

なお、本問の解答における最終的な結論は合憲・違憲のどちらでもよい。説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問1〕について

裁判が法に従って公正に行われるためには、裁判に対する様々な干渉や圧力を排除し、「司法権の独立」を確保する必要がある。ここでいう「司法権の独立」には、二つの意味がある。一つは、司法部が立法部・行政部から独立していることである（司法部の独立）。もう一つは、裁判官が裁判をするにあたって、独立して職権を行使することである（裁判官の独立）。

日本国憲法は、司法部の独立を確保するために、最高裁判所の規則制定権（憲法７７条）や最高裁判所による下級裁判所裁判官の指名（憲法８０条１項）を定めている。

また、日本国憲法は、裁判官の独立を確保するために、裁判官の職権行使に関して「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法７６条３項）と定める。ここでいう「良心」の意味については、裁判官の主観的・個人的な良心を指すとする主観的良心説と、法律専門職である裁判官としての客観的な良心を指すとする客観的良心説が存在する。また、「独立してその職権を行ひ」とは、立法部・行政部からの指示・命令のみならず司法部内での指示・命令をも排除する趣旨と解されている。このほか、裁判官の独立を確保するために、日本国憲法は、裁判官の身分保障（憲法７８条）や「相当額の報酬」の保障（憲法７９条６項、８０条２項）を定めている。なお、憲法７８条後段の定める行政機関による裁判官の懲戒処分の禁止は、司法部の独立を確保するための規定としても位置づけられうる（参照、新井誠ほか『憲法Ⅰ　総論・統治（第３版）』（日本評論社、２０２６年）１７６頁）。

「司法権の独立」が脅かされたとされる事件としては、特定の殺人事件に関する地裁判決について、参議院法務委員会が国政調査権の行使として量刑などを批判した事件（いわゆる浦和充子事件）や、法廷内で被告人らの黙祷を制止しなかった裁判長の訴訟指揮について、最高裁判所が「まことに遺憾」とする通達を発した事件（いわゆる吹田黙祷事件）、いわゆる長沼ナイキ訴訟の第一審の裁判長に対して、国の裁量判断を尊重すべきことなどを示唆する書簡を、当該地方裁判所の所長が指針として送った事件（いわゆる平賀書簡事件）などが存在する。

解答に際しては、「司法権の独立」に司法部の独立と裁判官の独立の二つの意味があることや、それぞれの独立を確保するための日本国憲法の定めとその解釈、これまでに「司法権の独立」が脅かされたとされる事件の概要等について触れられていれば、良好な水準に達しているといえよう。

しかしながら、多くの受験生は、権力分立の観点から司法権が立法権および行政権から独立した作用である旨を論じるにとどまり、上述した日本国憲法の各条項を指摘・説明するに至らなかった。また、出題の趣旨とは無関係であるにもかかわらず、司法権の定義を記述して、限られた紙幅（１０行程度）を消費する答案も、多く存在した。

試験の答案では、問われていることに真正面から答えることが肝要である。知っていることをただ羅列しただけでは、加点を期待することはできない。余事記載と判断された場合にはかえって減点の対象となることさえあるので、この点には十分に留意されたい。

〔設問2〕について

本問では、刑事収容施設の被収容者に対する拘置所長による新聞紙の閲覧禁止（以下「本件処分」という。）の合憲性が問われている。

1. 憲法上の権利・自由について

(1)情報摂取の自由と根拠条文

本件処分の合憲性を検討するにあたっては、まず、本件処分と最も密接に関係する憲法上の権利・自由について、その保障根拠となる条文とともに示すことが必要となる。

ここでは「表現の自由」（憲法２１条１項）、とりわけ情報摂取の自由を挙げることになるであろう。最大判昭和５８年６月２２日民集３７巻５号７９３頁（よど号ハイジャック記事抹消事件）における言い回しを借りれば、「新聞紙、図書等の閲読の自由」について論じることとなる。なお、同最大判を参照する最大判平成元年３月８日民集４３巻２号８９頁（レペタ事件）では、「情報等に接し、これを摂取する自由」という、より一般的な射程をもつ定式が用いられている。

なお、情報摂取の自由の根拠条文について、憲法２１条１項ではなく、憲法１３条や憲法１９条を挙げる答案が散見された。よど号ハイジャック記事抹消事件最大判ではこれらの条文への言及もなされるが、レペタ事件最大判では憲法２１条１項のみが挙げられている。こうした判例の展開に照らせば、情報摂取の自由の根拠条文は憲法２１条１項とすべきであろう。

(2)情報摂取の自由の保障についての論証

また、そうした情報の受け手側の自由が憲法２１条１項により保障されることは、「表現の自由」という同項の文言から自明なものとはいいがたい。そのため、情報摂取の自由が同項によって保障されることについて､その論拠を示すことも求められる。

よど号ハイジャック記事抹消事件最大判を参考にすれば、「およそ各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである」ことが、その論拠となる。要するに、憲法２１条１項により「表現の自由」が（手厚く）保障される根拠である「自己実現の価値」および

「自己統治の価値」が、情報の摂取という場面においても妥当することをもって、同項による情報摂取の自由の保障を論拠づけることになる。

他方、情報摂取の自由が保障される論拠として、“情報の送り手と受け手が分離・固定化された現代社会において、受け手側から「表現の自由」を再構成する必要がある”旨を指摘する答案も、多く見受けられた。こうした論拠づけ自体は、かねてより存在し、憲法概説書においても記述がみられる（例えば、芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第８版）』（岩波書店、２０２３年）１９０頁）。もっとも、ここでいう“現代社会”は、基本的に２０世紀におけるメディア環境を念頭に置いたものである。インターネットが発達し、ＳＮＳやユーザーレビューによって成り立つ各種情報サイトなどが数多く存在する現在において、こうした論拠づけがどこまで説得力を維持できるかには、再考の余地もあろう。実際、芦部（高橋補訂）・同書２０３頁でも、「従来のマス・メディアを通じての表現活動においては……表現者と表現受領者が分離し、大多数の国民は受領者の地位に甘んずる以外になかった。これに対し、インターネットは双方向的な情報流通を可能にし、国民に表現者でもありうる可能性を開いてくれた」とも述べられている。“現代社会”を答案における論証の鍵にするのであれば、“現代社会”の展開に合わせて、論証のアップデートも必要であろう。

事例問題においては、検討すべき権利・自由を適切に指摘し、一貫した論述を展開することが肝要である。そのためには、普段の学習においてテキスト等を読む際にも、各権利・自由がどのような具体的状況で問題となるのかに注意を払う等、具体例を意識した学習をすることが大切である。

2. 本件処分による情報摂取の自由の制約について

次に、本件処分は、Ｘによる本件新聞の閲読という情報摂取を妨げるものである。そのため、本件処分は、Ｘに憲法上保障される情報摂取の自由に対する制約にあたるものといえよう。この点は、殆どの答案が適切に指摘できていた。

3. 合憲性の判断枠組みについて

本件処分の合憲性の判断枠組みについても、よど号ハイジャック記事抹消事件最大判が参考になるであろう。

同最大判は、一方において「新聞紙、図書等の閲読の自由についても、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的のためのほか、……監獄内の規律及び秩序の維持のために必要とされる場合にも、一定の制限を加えられることはやむをえない」とする。これは、刑事収容施設内の規律・秩序の維持が、被収容者の情報摂取の自由に対する制約を正当化しうる理由であることを述べたものといえる。他方において、同最大判は、未決勾留者に関して「当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、監獄内の規律及び秩序の維持

のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべき」と指摘する。これは、未決勾留者の権利制約について、刑事訴訟の当事者たる地位をも踏まえて、必要最小限度性の要請が及ぶことを述べたものといえる。同最大判は、これらを踏まえて、刑事収容施設内の規律および秩序の維持のためになされる新聞紙等の閲読の自由の制限について、❶制限の要件として「被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要」とし、かつ、❷制限の程度として「右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべき」と判示している。

答案においても、こうしたよど号ハイジャック記事抹消事件最大判の判断枠組みを踏襲するものが多く見受けられた。もっとも、そうした答案のなかには、❶制限の要件（「相当の蓋然性」）のみに言及し、❷制限の程度に関する判示を押さえられていないものが少なくなかった。❶の「相当の蓋然性」というキーワードが記憶に残りやすいがゆえに、❷を失念するケースが多いものと推測されるが、より十全を期した判例学習を期待したい。

本問は、このような判例に即した判断枠組み以外の判断枠組みの設定を否定するものではない。もっとも、そうした枠組みを立てる際には、権利の性質や保護の程度、権利制約の類型的な態様・程度などを踏まえて、説得的に論じることが求められている。

4. 事案の具体的な検討について

最後に、本件処分の合憲性を具体的に検討する際には、本問における様々な事情を拾い上げて、評価していくこととなる。

例えば、Xが団体Aと団体Bの乱闘事件の当事者ないし中心人物であること、拘置所J内にXの同調者が少なからず存在していること、拘置所JにおけるXの同調者の挑発的な態度などを前提として、団体AをXに代わり率いているサブリーダーVが団体Bの構成員に殺害されたことを報じる記事をXに閲覧させた場合に、拘置所Jの規律・秩序の維持にどのような影響が生じうるかを検討することが考えられよう。その際、当該記事に、Aの活動をV殺害事件の一因とする有識者のコメントが含まれていることも、考慮されうる。

また、これらとは異なる方向の評価を導きうる事情として、Xらが拘置所Jに収容されるに至った事情はあくまでも団体Aと団体Bとの突発的な衝突によるものであること、団体Bの構成員らは別の拘置所に収容され両者の接触が生じにくい状況にあること、当該記事の基本的論調がVの殺害を非難するものであることなども指摘されう

る。

最終的な結論は合憲・違憲のいずれでもよいが、答案中で予め提示した判断枠組みに即したかたちで、説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

ところが、答案のなかには、いわゆる中間審査基準（厳格な合理性の基準）を判断枠組みとして設定したうえで、事案の具体的検討の際に、「適合性」「必要性」「相当性」という判断項目に沿って議論を展開するものが多く見受けられた。採点実感として、こうした答案には違和感を覚えるところである。なぜならば、中間審査基準（厳格な合理性の基準）は、アメリカでの憲法判例・学説を通じて確立されてきた違憲審査基準である一方で、「適合性」「必要性」「相当性」という判断項目は、ドイツの憲法判例・学説を通じて確立されてきた比例原則の構成要素であり、両者は（共通するポイントも少なくないが）必ずしも対応関係にはないからである。例えるならば、日本国内で生まれ育った日本語話者が、京都駅で旅行客から「Excuse me?」と声をかけられた際に、「Guten Tag!」と応答するような齟齬が生じている。こうした会話でコミュニケーションが成立する可能性もゼロではないが、少なくともこの会話を“模範”と評価することはできない。同様に、いわゆる中間審査基準（厳格な合理性の基準）を判断枠組みとして設定したうえで、事案の具体的検討の際に「適合性」「必要性」「相当性」という判断項目に沿って議論を展開する答案も、及第点に至る可能性自体は否定されないものの、少なくとも“模範”とはいいがたい。それどころか、こうした答案は、一貫性を欠くものと評価されるリスクをも孕んでいる。もしも、こうした答案を“模範”として受け止めている受験生がいるのであれば、再考を促したい。

以上